

## 平成23年度 山梨県環境保全審議会鳥獣部会 会議録

日 時 平成24年1月30日（月）午後1時30分～午後4時

場 所 県民会館4階401会議室

出席者 中村司（部会長）、石田壽一、高村忠久、竹越久高、深沢登志夫、藤原忠直、山本紘治、湯本光子、横内金弥、横内幸枝

事務局 課長 石原三義、総括課長補佐 中込良夫、課長補佐 小俣謙、副主幹 樋川治久

議 題 (1) 第11次鳥獣保護事業計画の策定について  
(2) 第2期山梨県特定鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）保護管理計画の策定について  
(3) 山梨県特定鳥獣（ツキノワグマ、カワウ）保護管理指針の策定について

### 議事内容

#### 1 開会

#### 2 みどり自然課長あいさつ

#### 3 部会長あいさつ

#### 4 議事

(1) 第11次鳥獣保護事業計画の策定について

議 長 規定により、議長を務めます。それでは議事に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 ※資料No.1「第11次鳥獣保護事業計画素案の概要」、資料No.2「第11次鳥獣保護事業計画書（素案）」により説明を行った後、資料No.2-1「県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方」の説明を行った。

委 員 毎回提言しているが、野生鳥獣が「増加しているのか。減少しているのか。」の判断材料が少ないと感じている。鳥獣の生息状況調査は計画的に行うべきと考える。ツキノワグマも同様に生息状況調査は計画的に予算を確保し行って欲しい。

議 長 鳥類のガンカモ調査は毎年実施しているが、ツキノワグマは難しいと思う。

事務局 モニタリング調査の重要性は認識しており、ニホンジカは、広範囲での目撃情報や糞塊密度調査により生息状況の把握を行っている。

ツキノワグマについては、平成11～12年に生息状況調査を行い推定生息数400頭の結果が出されているが、既に十数年経過していることから今年度から生息状況調査を実施しているので、この調査結果に基づきツキノワグマ保護管理指針の改正を行いたい。

委員 p 37に狩猟者の減少防止対策の記載があるが、有害鳥獣の捕獲駆除に苦慮している。殆どの市町村で猟友会の方々に全てお願いしていると思うが、狩猟の担い手が少なくなっているのが実態。狩猟者の担い手を確保することが大切である。

狩猟者からの話を聞くと、狩猟税や手数料などの経費が高いという意見が多い。このような意見を勘案し、金銭的な負担の軽減をお願いしたい。

委員 p 6に休猟区・特例休猟区の指定の記載があるが、生息状況が把握されていない状況では難しいと思うが、休猟区の標識の設置・除去も猟友会にお願いしている。

休猟区の設定方法についても従来の方法から変更できるのであれば検討して欲しい。

事務局 捕獲については、委員の説明のとおり猟友会にお願いしており、狩猟者の高齢化は進行しています。このため、県としての対策として平成24年度には新たな狩猟者確保対策に着手する予定ですので、市町村の協力を得ながら進めて行きたい。

また、捕獲従事者の負担軽減についても、これまでの対策に加え、平成24年度には新たな取組みを始めたいと思っている。

委員 話しは少し逸れるかもしれないが、銃を所持している側からすれば、警察側の更新が厳しくなっており、高齢化している現状では銃離れが進んでしまうことが懸念される。

一方、市町村側は狩猟免許の取得に対し積極的に協力をもらっている。

戦後6千人の会員を有した猟友会であるが、今は2千人に減少した。射撃場の問題や警察の規制が厳しくなれば更に減少してしまう。

委員 p 22の(3)鳥獣による農林水産物被害が「甚大な地域」(4)に農林水産物に「甚大」な被害との記載についてであるが、鳥獣による農林業被害は全体的に生じていることから、「甚大」表現は削除して良いと思う。

事務局 野生鳥獣の被害者と保護する立場があるため、記述はそのままとしたいので御理解願いたい。

委員 鳥獣の捕獲等の許可に対する基本的な考え方の項目に、外来種について記載がないので、外来種についての1行を入れて欲しい。

また、生息状況を把握していないと対策が遅れると思うので、ハクビシンやアライグマの生息調査も行うべきである。

一般の方への周知を行い、外来種がここにいると分かれば対策をとれるようにして欲しい。

事務局 計画の中には細かく記載されていないが、下部計画で示すなど抜かりの無いようにしたい。

議長 それでは、意見を集約したいと思います。

第11次鳥獣保護事業計画(案)につきまして、委員の皆様の御承認をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 承認に異議なし。

議長 議題(1)の第11次鳥獣保護事業計画(案)は承認されました。

(2) 第2期山梨県特定鳥獣(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)保護管理計画の策定について

議長 続きまして、議題(2)第2期山梨県特定鳥獣(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)保護管理計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 ※資料No.3「第2期山梨県特定鳥獣(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)保護管理計画素案の考え方」、資料No.4「第2期山梨県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画素案の概要」、資料No.5「第2期山梨県ニホンジカ保護管理計画(素案)、資料No.6「第2期山梨県特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)素案の概要」、資料No.7「山梨県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画(第2期)(素案)」、資料No.8「第2期山梨県特定鳥獣(ニホンザル)保護管理計画素案の概要」、資料No.9「第2期山梨県ニホンザル保護管理計画(素案)」により説明を行った。

委員 シカの個体数は増えており、市町村は農林業被害で困っている。県の計画に基づいて市町村でも協力し、目標達成に向け努力して欲しい。

委員 シカの生息数が多く、植樹しても根を食われてしまう被害が生じている。

議長 それでは、意見を集約したいと思います。  
第2期山梨県特定鳥獣(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)保護管理計画(案)につきまして、委員の皆様の御承認をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 承認に異議なし。

議長 議題(2)の第2期山梨県特定鳥獣(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)保護管理計画(案)は承認されました。

(3) 山梨県特定鳥獣(ツキノワグマ、カワウ)保護管理指針の策定について

議長 続きまして、議題(3)山梨県特定鳥獣(ツキノワグマ、カワウ)保護管理指針の策定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 ※資料No.10「山梨県ツキノワグマ保護管理指針(案)」、資料No.10-1「山梨県ツキノワグマ保護管理指針素案の概要」、資料No.11「第2期山梨県カワウ保護管理指針素案の概要」、資料No.12「山梨県カワウ保護管理指針(案)」により説明を行った。

委員 カワウの習性についてですが、本来、鵜と言われているものは、深い魚をとるものと考えられてきた。下流ではウミウと食べる好みが異なることからお互い共存できていた。しかし、海の魚が少なくなり、下流から上流に上がってきたと思われる。  
対策は、継続で良いと思うが、食べ分けできていたものができなくなった事を理解して計画を行うべきである。

議長 県内においては、ウミウは殆どいない。カワウだけである。  
カワウは、これまで富士川沿いで確認される位であったが、今後、富士五湖にも広まっていくことが心配される。  
引き続き施策の継続が必要であると思う。

議長 それでは、意見を集約したいと思います。  
山梨県特定鳥獣(ツキノワグマ、カワウ)保護管理指針の策定(案)につきまして、委員の皆様の御承認をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

各委員 承認に異議なし。

議長 議題（３）の山梨県特定鳥獣(ツキノワグマ、カワウ)保護管理指針の策定（案）は承認されました。

（４）その他

議長 続きまして、議題（４）その他ですが何かございますでしょうか。

委員 カラスの増加による被害が甲府市を中心に発生している。カラスによる生態系への影響。糞対策についても取り組んで欲しい。

議長 野鳥の会でも調査をしているが、３年前までは、市街地に一時的に来て山へ戻っていたが、最近は市街地で寝入っている。巣も発見された。巣があると雛もいる。親は小鳥を守るために攻撃する可能性もある。

委員 ゴミの出し方が悪いのではないか。

議長 最近は良くなっている。

委員 県で何か対策を考えているのか。

事務局 甲府市、国交省、中北建設事務所で対策を行っている。  
カラス対策の計画はないが、市街地であり捕獲が難しいことなどから追い払いなどを検討する。

議長 それでは、本日ご審議いただきました第１１次鳥獣保護事業計画（案）と第２期山梨県特定鳥獣(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)保護管理計画（案）につきまして、委員の皆様の御承認をいただきましたので、審議の結果を盛り込み、２月６日に開催される環境保全審議会に報告させていただきます。

議長 以上で、議題は終了いたしました。ありがとうございました。